

健 生 発 0327 第 1 号
令 和 8 年 3 月 27 日

各 検 疫 所 長 殿

健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

令和 8 年度輸入食品監視指導計画の策定について

令和 7 年度輸入食品監視指導計画については、モニタリング計画の達成等、御尽力いただいているところである。

本日、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 23 条第 1 項の規定により、「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」(平成 15 年厚生労働省告示第 301 号) に基づき、令和 8 年度における食品、添加物、器具、容器包装及びおもちゃの輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画(以下「令和 8 年度輸入食品監視指導計画」という。) を別添 1 のとおり定め、同条第 3 項の規定により官庁報告として公表した。

については、令和 8 年度輸入食品監視指導計画に基づき、適切な監視指導の実施方よろしく願います。

なお、都道府県等に対し、別添 2 のとおり通知していることを申し添える。